

みどり 認定

を受けてみませんか？



©2014 大阪府もずやん

みどり認定とは？

「みどりの食料システム法」に基づき、環境負荷低減に取り組む農業者認定する制度です。

認定を受ける3つのメリット

● 税制特例措置

化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備を導入した場合、特別償却が適用されます。(青色申告が必要。)

● 無利子融資

日本政策金融公庫の無利子融資等を活用できます。

※融資の採択を保証するものではありません

● 補助金の採択が有利に！

さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！



まずは最寄りの農と緑の総合事務所
農の普及課へご相談ください！

府のホームページはこちらのQRコードから → →



こんな方におすすめ！

○機械への投資をご検討中の方
⇒税制特例の活用・無利子融資

水田用除草機



堆肥散布機



(写真は農林水産省資料より引用)

○今後、規模拡大を考えている方
⇒国庫補助金の採択で優遇



税制対象一覧
はこちら



対象事業
はこちら

みどり認定を受けるためには？

大阪府内で
耕種農業を
営む方



+

環境負荷低減事業活動を
経営面積の半分以上で実施

- ・土づくり、化学肥料および化学農薬削減
- ・生分解性マルチの利用 など

【参考例】

ブドウ60a作付

現状：化学肥料および化学農薬を慣行量使用



目標（5年後）：堆肥施用、化学肥料および化学農薬の
使用量減の取組を40aで実施